

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 2 月 7 日 (金) 第 589 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- まいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 1
 ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (10件) (水産振興課取扱い) 1
 ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (2件) (水産振興課取扱い) 5
 ○家畜伝染病の発生 (家畜防疫対策課取扱い) 5
 ○県営土地改良事業の計画の変更 (2件) (農地整備課取扱い) 5
 ○令和6年度地籍調査事業計画の公表 (農地保全課取扱い) 6

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (市町村課取扱い) 6
 ○一般競争入札公告 (市町村課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第73号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第16条第1項の規定により、まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和7年2月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 管理の対象となる期間
令和7年1月1日から同年12月31日まで
- 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
10,000トン
- 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まいわし漁業	7,700トン
鹿児島県その他のまいわし漁業	現行水準

鹿児島県告示第74号

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和7年2月7日から同月21日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和7年2月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 発起人の住所及び氏名
阿久根市波留6244番地52 倉津晴憲
阿久根市本町198番地 木山壽志
阿久根市大川170番地19 尻無濱勝弘

- 2 加入区
阿久根加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
北さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第75号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また，当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 2 月 7 日から同月21日まで串木野市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市小瀬町101番地 小川英文
いちき串木野市御倉町37番地 濱田和美
いちき串木野市住吉町11387番地 2 庄内秀郎
- 2 加入区
串木野加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
串木野市漁業協同組合

鹿児島県告示第76号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また，当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 2 月 7 日から同月21日まで市来町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市湊町一丁目275番地 上原利昭
いちき串木野市大里3048番地 4 古川秀夫
いちき串木野市大里3097番地 4 川畑敏一
- 2 加入区
市来加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
市来町漁業協同組合

鹿児島県告示第77号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また，当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 2 月 7 日から同月21日まで坊泊漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
南さつま市坊津町坊6269番地 上村秀人
南さつま市坊津町坊9299番地 5 岩崎太久

南さつま市坊津町坊6743番地 竹内太一

- 2 加入区
坊泊加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
坊泊漁業協同組合

鹿児島県告示第78号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和7年2月7日から同月21日まで枕崎市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和7年2月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
枕崎市岩崎町111番地 前田正美
枕崎市塩屋北町344番地 田畑明寿
枕崎市白沢西町194番地 白澤光徳
- 2 加入区
枕崎加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
枕崎市漁業協同組合

鹿児島県告示第79号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和7年2月7日から同月21日まで山川町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和7年2月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
指宿市山川成川1420番地 神園幸利
指宿市山川入船町88番地1 鮫島祐藏
指宿市山川岡見ヶ水13番地3 田原文照
- 2 加入区
山川加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
山川町漁業協同組合

鹿児島県告示第80号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和7年2月7日から同月21日まで谷山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和7年2月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
鹿児島市坂之上1丁目59番10号 横山幸二

鹿児島市坂之上 一丁目 58 番 6 号 横山義幸
鹿児島市光山 一丁目 12 番 7 号 竹之内藤作

- 2 加入区
谷山加入区
- 3 漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
谷山漁業協同組合

鹿児島県告示第 81 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 2 月 7 日から同月 21 日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市照島 5494 番地 迫田洋則
いちき串木野市照島 4946 番地 9 勝田豊
いちき串木野市西島平町 38 番地 石田晃一
- 2 加入区
島平加入区
- 3 漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合

鹿児島県告示第 82 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 2 月 7 日から同月 21 日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡南大隅町佐多伊座敷 3910 番地 1 牧内亮
肝属郡南大隅町佐多伊座敷 3810 番地 木之下寿良
肝属郡南大隅町佐多伊座敷 4051 番地 10 岩戸良文
- 2 加入区
佐多加入区
- 3 漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合

鹿児島県告示第 83 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 2 月 7 日から同月 21 日まで名瀬漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名

奄美市名瀬平田町1059番地 1 満林春男
 奄美市名瀬浦上町 1 番地 5 泊延行
 奄美市名瀬大字根瀬部772番地 境喜美夫

- 2 加入区
名瀬加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
名瀬漁業協同組合

鹿児島県告示第84号

日置市吹上町入来4158番地 1 号 有限会社池畑水産代表取締役池畑重幸及び日置市吹上町入来4009番地 山口利一からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 日置市吹上町区域（吹上町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業及び機船船びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第85号

鹿屋市古江町794番地 6 森忠信及び鹿屋市古江町798番地 2 森誠からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 鹿屋市古江区域（鹿屋市古江町，古里町，船間町及び天神町の地区）
- 2 区分 主として機船底びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第86号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 7 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 高病原性鳥インフルエンザ

家畜の種類 鶏

患畜及び疑似患畜の区分	発生羽数	発生の場所	発生日月日
疑似患畜	122, 153	霧島市	令和 7 年 1 月 7 日

鹿児島県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 1 項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備中山間地域型（担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備及び農道整備）瀬利覚地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間
令和 7 年 2 月 10 日から同年 3 月 11 日まで
- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第 88 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備及び農道整備）田皆・矢護仁屋地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 2 月 10 日から同年 3 月 11 日まで
- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第 89 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、令和 6 年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和 7 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
鹿児島市	鹿児島市南栄四丁目の一部	令和 7 年 1 月 6 日から 同年 3 月 31 日まで

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 7 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 調達をする特定役務の種類
OA 機器賃貸業務（県内住民基本台帳ネットワーク通信機器の賃貸借）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものである

こと。

- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 7 年 2 月 7 日から同月 28 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第 5 条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 7 年 2 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等の名称及び数量

県内住民基本台帳ネットワーク通信機器の賃貸借 一式

(2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 7 年 9 月 30 日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

なお、契約は、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和7年3月14日午後5時までに4の(2)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和7年2月7日から同月28日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県総務部市町村課行政係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

- (4) 入札書の提出期限
令和 7 年 4 月 7 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和 7 年 4 月 8 日午前 11 時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 7 階）会議室 7－総－1
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
（ア）交付場所 (2)に同じ。
（イ）交付期限 令和 7 年 3 月 7 日午後 5 時
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
 - (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 8 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては、記名したもの）の案を提出しなければならない。

-
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県総務部市町村課行政係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2338
- 13 その他
(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) この入札は、この調達に係る令和7年度予算が成立しないときは実施しない。
- 14 SUMMARY
(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Kagoshima Area Basic Resident Registration Network communication equipment: 1Set
(2) DELIVERY PERIOD:
30 September 2025
(3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
(4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 7 April 2025
(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Municipal Affairs Division
General Affairs Department
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2338